

【自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（複利型）】

1.（自動継続）

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率については、当金庫の金利優遇制度にもとづき、当金庫所定の利率にその制度による利率を上乗せすることができるものとし、金利優遇制度に該当しないときは当金庫所定の利率によるものとします。
なお、当金庫はいつでもこの金利優遇制度を変更または中止できるものとします。また、この預金の継続後の利率について、別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2.（利息）

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および通帳記載の利率（継続後の預金については第1条（自動継続）第2項の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。
ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。
- (3) この預金を第3条（預金の解約、書替継続）第1項により当金庫がお客様からの満期日前の解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合、および「定期預金等・通知預金共通規定」第7条（解約等）第1項から第8項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。なお、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
なお、次の「6か月以上の預入期間に応じた利率」（イ）が、「預入日から解約日の前日までの期間に応じた預入日の店頭表示利率」（ロ）を上回るときは、（ロ）の利率を適用します。また、期日前解約時に適用する利率については、金融情勢に応じて変更することがあります。この場合の新利率の適用は、変更する日以後最初の継続日からとします。

- ① 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上4年未満	約定利率×90%

- ② 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
B 6か月以上1年未満	約定利率×40%
C 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%
D 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%
E 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%
F 2年6か月以上3年未満	約定利率×80%
G 3年以上5年未満	約定利率×90%

- ③ 預入日の5年後の応当日から預入日の6年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A 6か月未満	解約日における普通預金の利率
---------	----------------

- | | | |
|---|-------------|----------|
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×30% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×40% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×50% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×60% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×70% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×80% |
| H | 4年以上6年未満 | 約定利率×90% |
- ④預入日の6年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×30% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×40% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×50% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×60% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×70% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×80% |
| I | 5年以上7年未満 | 約定利率×90% |
- ⑤預入日の7年後の応当日から預入日の8年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×20% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×30% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×40% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×50% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×60% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×70% |
| I | 5年以上6年未満 | 約定利率×80% |
| J | 6年以上8年未満 | 約定利率×90% |
- ⑥預入日の8年後の応当日から預入日の9年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×20% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×30% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×40% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×50% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×60% |
| I | 5年以上6年未満 | 約定利率×70% |
| J | 6年以上7年未満 | 約定利率×80% |
| K | 7年以上9年未満 | 約定利率×90% |
- ⑦預入日の9年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-------------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |
| C | 1年以上1年6か月未満 | 約定利率×10% |
| D | 1年6か月以上2年未満 | 約定利率×10% |
| E | 2年以上2年6か月未満 | 約定利率×20% |
| F | 2年6か月以上3年未満 | 約定利率×30% |
| G | 3年以上4年未満 | 約定利率×40% |
| H | 4年以上5年未満 | 約定利率×50% |
| I | 5年以上6年未満 | 約定利率×60% |
| J | 6年以上7年未満 | 約定利率×70% |
| K | 7年以上8年未満 | 約定利率×80% |
| L | 8年以上10年未満 | 約定利率×90% |
- ⑧預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
- | | | |
|---|-----------|----------------|
| A | 6か月未満 | 解約日における普通預金の利率 |
| B | 6か月以上1年未満 | 約定利率×10% |

C	1年以上1年6か月未満	約定利率×10%
D	1年6か月以上2年未満	約定利率×10%
E	2年以上2年6か月未満	約定利率×20%
F	2年6か月以上3年未満	約定利率×20%
G	3年以上4年未満	約定利率×30%
H	4年以上5年未満	約定利率×40%
I	5年以上6年未満	約定利率×60%
J	6年以上7年未満	約定利率×70%
K	7年以上8年未満	約定利率×80%
L	8年以上9年未満	約定利率×90%
M	9年以上10年未満	約定利率×90%

なお一部解約型の場合で、当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を預入日の6か月後の応当日（据置期間の満了日）以降に、当金庫所定の金額を超える部分について1万円以上1円単位の金額で満期前に一部解約する場合にも、解約する部分についての利息は上記に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。ただし、この預金の預入日現在において当金庫がこの預金の基準利率に関し金額階層区分を設け、預入金額が当該金額階層区分以上であるか未満であるかによって基準利率に差異を設けている場合で、この預金の一部解約後の残余の預金元金金額が当該金額階層区分を下回ることとなったときは、一部解約後の残余の預金には、一部解約日以降は、この預金の預入日に当該残余の預金元金金額相当額を預けた場合の利率を適用します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、通帳の受取欄または払戻請求書に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。なお、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当金庫所定の本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

4. (定期預金等・通知預金共通規定の適用)

この預金には、本規定の他「定期預金等・通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以上